

中之条町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

中之条町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。

群馬県教育委員会では、平成29年以降、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、I C T等を活用した勤務時間の記録など、具体的な取組を進めてきたところであり、同協議会からの提言を踏まえ、各関係団体等との連携により、多忙化解消の取組を進めてきた。

また、令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

中之条町教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「中之条町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和元年12月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「中之条町立学校職員の労働時間の上限等に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る者の割合	左記の内、月 80 時間を上回る者の割合
小学校	月 24.3 時間	6.2%	0.0%
中学校	月 41.7 時間	42.3%	4.3%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が中学校では 42.3%となっている。特に、4～7 月、9～11 月に集中しており、年度初めの事務、修学旅行をはじめとする各種校外活動、運動会や文化祭などの学校行事、部活動の指導などの業務の負担が大きくなっていると推測される。そのため、業務の削減・効率化、外部人材の活用と業務の明確化、学校文化・意識の改革と環境整備などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

（【 】内：本町の令和 6 年度数値）

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする
【平均取得日数 14.6 日】年間付与日数 20 日
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8 %まで減少させる
【管内校教職員の高ストレス者の平均割合 10%】全国平均割合 10%
- ・ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 80 以下とする
【管内校教職員の総合健康リスクの平均値 74】全国平均値 100

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度まで（4 年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の継続及び見直し

○ 学校以外が担うべき業務

- ・ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
地域ボランティアの協力を得て、通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 学校徴収金の徴収、管理
学級費等の徴収業務の外部委託化により、教育職員の事務軽減を図る。
- ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
関係者への連絡調整を町教育委員会のコーディネーターが行うことで、教育職員の事務軽減を図る。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
県教育委員会が配置するスクールロイヤーの活用により、学校が弁護士等の専門家に相談や連携がとれる環境を確保し、事案対応できる体制を整える。

○ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ 調査・統計等への回答
教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら行う。
- ・ ICT 機器・ネットワーク設備の保守管理
ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理は、町教育委員会が委託する ICT 支援員を中心に行い、教育職員の負担軽減と安定的な運用を進める。
- ・ 校内清掃
学校公仕や外部委託の活用により、学校敷地内の草刈りや清掃実施を進める。
- ・ 部活動の運営
活動時間の見直しや休養日を設定するとともに、部活動指導員の配置や地域展開・連携を推進することにより、教育職員の負担軽減を図る。

○ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 授業準備、学習評価・成績処理
ICT ツールの活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担の軽減を図る。
- ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフ、町教育支援センター「虹」や警察、児童相談所などの機関と教職員が連携して課題解決に取り組める体制を整える。また支援を要する児童生徒が在籍する学校へは町費支援員、相談員の配置を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に連続する7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県教育委員会が導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長をはじめとした管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「学校と教師の業務の３分類」をはじめとする 業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。